

取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」とされています。

<参考> 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について
(食品安全委員会)

http://www.fsc.go.jp/hyouka/risk_hyouka.html

Q 6 食品以外からもカドミウムを摂っているのですか？

A)

飲料水や食品からの摂取といった経口での摂取経路のほかに、呼吸器を介して体内にカドミウムが吸収され、体内を循環する経路があります。

例えば、たばこの煙の中にはカドミウムが多く含まれていることから、喫煙する人は、喫煙しない人よりも、カドミウム摂取量が多くなります。

仮にたばこに含まれるカドミウム(約1~2 μ g/本)の約10%が喫煙により肺に吸入され、さらに、吸入されたカドミウムの約50%が体内に吸収されるとすると、1日に20本喫煙する人は、毎日約1~2 μ gのカドミウムを吸収すると推定されます。

<2. 規制及びリスク管理>

Q 7 国内、国外の食品中のカドミウムの規制はどのようになっていますか？

A)

現在、国内では、食品衛生法において、米(玄米)、清涼飲料水及び粉末清涼飲料にカドミウムの基準値が設定されています。なお、米については基準値は1.0 mg/kg未満とされていますが、カドミウムが0.4 mg/kg以上の米については、現在、国において買い上げが行われており、流通しないよう管理されています。

<食品衛生法に基づくカドミウムの基準値>

食 品		基準値
米(玄米)		1.0 mg/kg未満
清涼飲料水 (ミネラルウォーター類を含む)	原水	0.01 mg/L以下
	製品	検出してはならない
粉末清涼飲料		検出してはならない